

議案第66号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 条例第4条第1項各号の運用にあたっての基準について

宝塚都市公園条例第4条第1項各号については、「都市公園条例の雛形の送付について（S31.11.20 建設計発第339号）通達」により規定しており、下記のとおり法令に準拠し、運用基準を定めます。

条例

**条例第4条** 公園において次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。**(都市公園法第12条第1項第1号及び施行令第19条第1項第1号に該当)**

※行商とは、移動店舗（リヤカー、キッチンカー等）や屋台による物品等の販売行為をいう。

(2) 業としての写真又は映画を撮影すること**(施行令第19条第1項第2号のロケーションに該当)**

※営利を目的とした各種撮影（テレビ、ビデオ、映画、写真等）行為に適用する。

(3) 興行を行うこと。**(都市公園法第12条第1項第2号に該当)**

※来場者から入場料金を徴収するなど、営利を目的とした(4)号の催しをいう。  
非営利の催しは(4)号を適用する。また、販売行為が伴う場合は(1)号を適用する。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占利用すること。**(都市公園法第12条第1項第2号に該当)**

法令

**法第12条** 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

1 物品を販売し、又は頒布すること

2 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

3 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

**令第19条** 法第12条第1項第3号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること

2 ロケーションをすること。